外

務

省

15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	二 协	2	1	一概	
紛争解決	協力	ビジ	競 争	知的	政 府	商用	電気	国境	強制	衛生	税 関	原産	物品	総則	協定の	協定	協定	説 :	
	(第 十	ネス環境	(第 十	財産権	調達	目的の	通信サ	境を越え	規格、	植物栓	手続及	地規則	の貿易	(第 一	内容:	締結の	の成立		
(第十五章)	十四章)	境の軟	(第十二章)		(第十章)	国民	ロサービュ	えるサー		検疫措置	び貿易		《第二章)	章)		意義・	成立経緯:		
立章)	:	の整備(:	(第十一章)	早) ::	の入国	ス (第	ビス	規 格 及		び貿易円滑	(第三章)							
		(第十三章)		:::::::::::::::::::::::::::::::::::::::		入国及び一	八 章)	の貿易	び適合	五章)	化	:							
		章				時	(第八章)	勿(第-	性評	(第五章)	(第四章)								
	:					的な滞在		七章)	任意規格及び適合性評価手続		:	:			:	:			
						(第九章)		(第七章)	(第六章)										
						章)・			章).										
		:		:			:			:	:					:			
										:									
:	:									:	:					:			
																			٥°
: 一 七	: 六	: 六	: 六	: 一 四	: <u></u>	: 	: - 0	: 九	: 八	: 七	: 七	: 四	: <u>=</u>	:	:	:	:	: -	ページ

概説

1 協定の成立経緯

渉を開始することについて一致し、 成二十三年(二千十一年)五月三十一日に東京において、 平成二十一年 (二千九年) 四月の我が国とペルー共和国との間の電話首脳会談において、 同年五月から両国間で交渉を行った結果、 我が方松本外務大臣と先方フェレイロ 協定案文について最終的合意をみるに至ったので、 二国間 ス通商観光大臣との間でこの協定の の経済連携協定の締結に向けた交 平

2 協定締結の意義

署名が行われた。

な経済連携が構築されることを通じ、 この協定の締結によって、 我が国とペルー 両国経済が一段と活性化し、 共和国との間の貿易の自由化及び円滑化が促進され、 ひいては両国関係全般が一層緊密化することが期待される また、 幅広い分野において互恵的

二 協定の内容

Ļ この協定は、 実施取極が作成されている。 前文、 本文二百二十五箇条及び末文並びに協定の不可分の一 それらの概要は、 次のとおりである。 部を成す附属書から成っている。 また、 この協定に関連

1 総則 (第一章)

- (1) 両締約国は、自由貿易地域を設定する旨定める。(第一条)
- (2)関する日本国とペ を成す旨定める。 両 締 約国は、 世界貿易機関設立協定等に基づく権利及び義務を再確認する旨定めるとともに、 ルー共和国との間の協定 (第二条 (投資協定) は、 必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、 投資の促進、 保護及び自由 この協定の 化に 部
- (3)各締約国は、 自 国の区域内の地方の政府等による協定の遵守を確保するため、 利用し得る妥当な措置をとる旨定める。 (第三

条)

- ④ 協定における用語の一般的定義について定める。(第四条)
- (5) 各締約国は、 法令等であって、 協定の運用に関連し、 又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、 又は公に利用可能なものとす

ること等について定める。(第五条)

(6)

- 各締約国は、 協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制について公衆による意見提出のため の機会を与える
- よう努める旨定める。(第六条)
- (7) る。 方の締約国は、 協定のいかなる規定も、 (第七条) 自国の法令に従い、 締約国に対し、 他方の締約国が協定に従って秘密のものとして提供した情報の秘密性を保持する旨定め 秘密の情報を開示すること等を要求するものと解してはならない旨定めるとともに、
- (8)行われるために、 各締約国は、 協定の対象となる事項に関する行政上の行為について、その後の審査及び正当な理由がある場合にはその是正が 司法裁判所又は司法上の訴訟手続を設け、 又は維持する旨定める。 (第八条)
- (9)各締約国は、 協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、 及び阻止するために、 措置をとり及び努力を払うことを確保
- する旨定める。 (第九条)
- 協定中の一定の規定に関する一般的例外について定める。(第十条)
- 協定中の一定の規定に関する安全保障のための例外について定める。(第十一条)
- (12)明示的に定める場合を除くほか、 協定のいかなる規定も、 租税に係る課税措置については、 適用しないこと等について定め
- る。 (第十二条)
- (13)持することができる旨定める。 締約国は、 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合等には、一 (第十三条 時的なセーフガード措置を採用し、 又は維
- (14) 両締約国の代表者から成る委員会の設置及びその任務等について定める。 (第十四
- (15)各締約国は、 協定に関する全ての事項について両締約国間の連絡を円滑にするため、 連絡部局を指定すること等について定め
- る。 (第十五条)
- 両締約国政府は、 協定の特定の規定を実施するための詳細及び手続を定める別の取極 (実施取極) を締結する旨定める。 (第

(16)

- 2 物品の貿易
- (-)般 規則 (第一節
- (1) 第二章の適用範囲について定める。 (第十七条)
- (2)第二章における用語の定義について定める。 (第十八条)

両締約国間で取引される物品の分類は、

- (3)
- (4)方の締約国は、 千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、 他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与える旨定め

統一システムに適合したものとする旨定める。

(第十九条)

る。

(第二十条)

- (5)て定める。 方の締約国は、 (第二十一条 他方の締約国 の原産品について、 附属書一の自国の表に従って、 関税を撤廃し、 又は引き下げること等につ
- (6)以外の禁止又は制限であって、 の規定に適合しないものを導入し、又は維持してはならないこと等について定める。 いずれの一方の締約国も、 他方の締約国の産品の輸入について又は他方の締約国に仕向けられる産品の輸出等につい 千九百九十四年のガット第十一条の規定に基づく義務及び同条に関連する世界貿易機関設立協定 (第二十二条) 関税
- (7)いずれの締約国も、 輸入許可手続に関する協定に適合しない措置を採用し、 又は維持してはならないこと等について定める。
- (第二十三条
- (9)(8)ガット第八条1 いずれの一方の締約国も、 各締約国は、 産品の輸入若しくは輸出について又はそれらに関連して課される全ての手数料及び課徴金が、 回の規定に適合するものであることを確保すること等について定める。 自国から他方の締約国に輸出される産品について、一定の場合を除くほか、 (第二十四条) 税、 千九百九十四年の 手数料その 他 のい
- (10)る物品 関 税評価協定は、 の課税価額 の決定について適用する旨定める。 必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、 (第二十六条) この協定の一部を成すこととし、 両締約国間で取引され

かなる種類の

課徴金をも導入し、

又は維持してはならない旨定める。

(第二十五条)

(11) 1 ずれの一方の締約国も、 農業協定附属書一に掲げられ、 かつ、他方の締約国に輸出される農産品について、 いかなる輸出補

助金をも導入し、維持し、又は再導入してはならない旨定める。 (第二十七条)

(12) ペルーは、特定の農産品に関し、 価格帯制度を維持することができる旨定める。

セーフガード措置 (第二節

(1) セーフガード措置に関する一般規定について定める。 (第二十九条)

(2)締約国は、 一定の要件を満たす場合には、第二節の規定に従うことを条件として、二国間セー フガード措置をとることができ

る旨定める。 (第三十条)

(3)二国間セーフガード措置をとるに当たっての条件及び制限について定める。(第三十一条)

(4) 二国間セーフガード措置をとるに当たっての調査手続について定める。 (第三十二条)

(5) 暫定的な二国間セーフガード措置について定める。 (第三十三条)

(6) 二国間セーフガード措置及び暫定的な二国間セーフガード措置をとるに当たっての通報について定める。

二国間セーフガード措置及び暫定的な二国間セーフガード措置に係る協議及び補償について定める。 (第三十五条)

(8)両締約国は、 協定の効力発生の日から十年を経過した後、 第二節の規定について必要に応じ見直しを行う旨定める。 (第三十

六条)

(7)

 $(\overline{\underline{}})$ 他の規定(第三節

物品の貿易に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。 (第三十七条)

原産地規則 (第三章)

3

(1) 第三章における用語の定義について定める。(第三十八条)

(2)締約国の原産品について定める。 (第三十九条)

(3)締約国において完全に得られ、 又は生産される産品について定める。 (第四十条)

(4)産 品 の原産資格割合を算定する計算式等について定める。 (第四十一

(5)産品について、単純な作業が行われたことのみを理由として締約国の原産品としてはならない旨定める。 (第四十二条)

(第三十四条)

である場合には 原産材料とみなすことができること等について定める。 産 品 の最後の生産工程が一方の締約国において行われ、 方の締約国において当該産品を生産するための材料として使用される他方の締約国 かつ、 (第四十三条) 当該生産工程が第四十二条に規定する作業を超える水準のもの の原産品 デ を 一 方の締 約国

(6)

- (7)である場合には、 関 |税分類の変更に関する要件を満たさない産品については、 締約国 「の原産品とみなす旨定める。 (第四十四条) 当該産品の生産に使用された特定の非原産材料が 定の割合以下
- (8)場合であっても、 定の要件を満たす産品については、 他方の締約国の原産品とみなす旨定める。 組み立ててないか又は分解してある状態で一 (第四十五条) 方の締約 国 に他 | 方の締約 国 から輸入される
- (9)使用される場合には、 る会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができること等について定める。 在庫において混在している代替性のある締約国の原産材料及び当該原産材料と代替性のある非原産材料 それらの材料が当該締約国の原産材料であるか否かについては、 当該締約国において (第四十六条) - が産品 般的 の生産にお に認められ いて
- (10)述される産品の扱いについて定める。 統一システムの解釈に関する通則3の規定に従って関税分類が決定されるセット及び統一システムにセットとして明示的 (第四十七条) に記記

予備部品及び工具の扱いについて定める。

(第四十八条

(12)

(11)

輸入の際に産品とともに納入される附属品、

- 小 ・売用の包装材料及び包装容器の扱いについて定める。 (第四十九条
- (13)船 (積み用のこん包材料及びこん包容器の扱いについて定める。 (第五十条
- (14)産 品 の生産において使用される間接材料については、 原産地を決定する必要はないものとする旨定める。 (第五十一 条)
- (15)締 約 国 の原産品が満たすべき積送基準について定める。 (第五十二条)
- (16)原 産 地 証明 \hat{O} 種類について定める。 (第五十三条)
- (17)原 産 地 証明 ?書の発給等について定める。 (第五十四条)
- (18)遡 !及して発給され る原産地証明書について定める。 (第五十五条)
- (19)原 産 地 証明書の再発給について定める。 (第五十六条)

- ② 原産地申告の作成等について定める。 (第五十七条)
- (21) 原 産 地申告を作成することができる認定輸出者の認定基準等について定める。 (第五十八条
- (22) 原 産 地証明について、 一方の締約国が他 方の締約国に通報する内容について定める。 (第五十九条)
- (23)輸入締約国は、 輸入者が関税上の特恵待遇を要求する場合には、 協定に従い、 輸入者が提出する原産地証明に基づき当該関税
- 上の特恵待遇を与えること等について定める。(第六十条)
- (24) て定める。 方の締約国が、 (第六十一条 他方の締約国 から輸入される産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して要求する手続等につ
- ② 原産地証明の有効期間等について定める。 (第六十二条)
- (26)原 産 地証明の対象となる産品が輸出締約国 の原産品であることを証明する目的のために使用される補助的な文書について定め
- る。 (第六十三条)
- ② 原産地証明に関し、保管すべき文書及び記録等について定める。 (第六十四条
- 輸入締約国の税関当局は、 原産地証明に含まれる情報の正確性に疑いを生じさせる場合を除くほか、 軽微な誤りを考慮しない
- ものとする旨定める。(第六十五条)

(29)

両

.締約国は、協定及びそれぞれ自国の法令に従い、

(28)

定める。 (第六十六条

原産地証明に関する情報を確認するために相互に支援すること等について

- (30)各締約国は、 第三章の規定に関連する自国 の法令の違反に対し、 適当な罰則その他の措置を採用 Ļ 又は維持する旨定める。
- (第六十七条)
- (31)方の締約国は、 自国の法令に従い、 他方の締約国が第三章の規定に従って一方の締約国に秘密の ものとして提供した情報の
- ② 原産地規則に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。 (第六十九条)秘密性を保持すること等について定める。 (第六十八条)
- (33)委員会は、 協定の効力発生の時に、 第三章の規定に関する詳細な指針を定める運用上の手続規則を採択することができる旨定

る。 (第七十条)

- (34) 輸入締約国と輸出締約国との間の連絡については、 英語により行う旨定める。 (第七十一条)
- (35)協定の効力発生の日に輸出締約国から輸入締約国に輸送中である産品等の扱いについて定める。 (第七十二条)
- 税関手続及び貿易円滑化 (第四章

4

- (1) 第四 章の適用範囲について定める。 (第七十三条)
- (2)第四章の目的について定める。 (第七十四条)
- (3)第四章における「関税法令」の定義について定める。 (第七十五条)
- (4)各締約国は、 自国の関税法令に関して一般に利用される全ての関連情報を、 いかなる利害関係者についても容易に利用可能な
- ものとすることを確保する旨定める。 (第七十六条)
- (5) 各締約国は、 自国の税関手続における情報通信技術の利用を促進する旨定める。

(第七十七条)

- (6) 両締約国は、 危険度に応じた管理手法の制度を維持する旨定める。 (第七十八条)

(7)

各締約国は、 又は維持する旨定める。 (第八十条)

各締約国が両締約国間で取引される物品の速やかな通関のために行う事項等について定める。(第七十九条)

- (8)積荷のための別個のかつ迅速な税関手続を採用し、
- (9)輸入締約国は、 産品が輸出締約国の原産品とされるか否か等に関し、当該産品の輸入に先立つ事前の教示についての手続を採
- 用 Ļ 又は維持する旨定める。 (第八十一条)

(10)

各締約国は、

- (11)両 締約国は、 税関手続の分野において相互に協力し、及び情報を交換する旨定める。 (第八十三条)
- 法上の審査についての手続を提供する旨定める。 (第八十二条)

自国による税関に係る事項についての決定に関し、

影響を受ける当事者に対し、

容易に利用可能な行政上及び司

- (12) 各締約国は、 自国の関税法令の違反に対する適当な制裁その他の措置を採用し、又は維持する旨定める。 (第八十四条)
- (13)税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。 (第八十五条)
- 衛生植物検疫措置 (第五章

5

- (1)第五 章の 適用 **、範囲について定める。** (第八十六条)
- 両 締 約国は、 衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく衛生植物検疫措置に関する権利及び義務を再確認する旨定める。

第八十七条

(2)

(3)

各締約国は、

する情報を提供することができる照会所を指定する旨定める。 (第八十八条) (第八十九条)

衛生植物検疫措置に関する他方の締約国からの全ての妥当な照会に応ずることができ、

及び適当な場合には関連

(4)衛生植物検疫措置に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。

強制規格、 任意規格及び適合性評価手続 (第六章)

6

(1)

第六章の適用範囲について定める。

(第九十条)

- (2)第六章の目的について定める。 (第九十一条
- (3)第六章における用語の定義について定める。 (第九十二条)
- (4)両 締約国は、 貿易の技術的障害に関する協定に基づく強制規格、 任意規格及び適合性評価手続に関する権利及び義務を再確認

す ^る旨定める。 (第九十三条)

(5)

各締約国は、

貿易の技術的障害に関する協定の規定が定める範囲内で、

関連する国際規格及び指針又は勧告を自

国の

強 制 規格

- 及び適合性評価手続の基礎として用いること等について定める。 (第九十四条)
- (6)として受け入れることに積極的な考慮を払う旨定める。 方の締約国は、 他方の締約国 の強制規格が自国の強制規格と異なる場合であっても、 (第九十五条) 他方の締約 国 の強制 規格 を同等なもの
- (7) 情報の提供を含む適合性評価手続に関する協力について定める。 (第九十六条)
- (8) 強 .制規格及び適合性評価手続について他方の締約国に通報する内容について定める。 (第九十七条
- (9)両 語約国は、 協力及び技術援助を相互に提供することに可能な限り積極的な考慮を払う旨定める。 (第九十八条)
- (11)(10)第六章の規定に従って行われる情報の交換の態様について定める。 強 制 規格、 任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。 (第百条 (第九十九条)

- 国境を越えるサービスの貿易(第七章)
- ① 第七章の適用範囲について定める。 (第百一条)
- ② 第七章における用語の定義について定める。 (第百二条)
- (3)新たな補助金又は贈与の導入を他方の締約国に通報すること等について定める。 方 の締約国は、 サービス貿易一般協定に基づく自国の特定の約束の対象となるサービスの貿易に対して著しい影響を及ぼす (第百三条
- (4)方の締約国 は 他方の締約国 のサービス及びサービス提供者に対し、 内国民待遇を与える旨定める。 (第百四 条
- (5)方の締約国は、 他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、 最恵国待遇を与える旨定める。 (第百五条)
- (6)1 ず れ 0 締約国も、 市場アクセスの義務に反する措置を維持し、 又は採用してはならない旨定める。 (第百六条)
- (7)国の 旨定める。 11 区域内に代表事務所、 ず ħ の 一 (第百七条) 方の締約国 ŧ 支店若しくは何らかの形態の企業を設立し、 他方の締約国のサービス提供者に対し、 国境を越えるサービスの提供を行うための条件として、自 若しくは維持し、又は居住することを求めてはならない
- (8)第百四条から第百七条までの規定は、 附属書五及び附属書六に記載する措置等一定の措置については、 適用しない旨定める。

第百八条

- (9)て採用する新たな措置について、 方の締約国は、 附属書五の自国の表に記載する現行の措置の改正又は修正及び附属書六の自国の表に記載する分野等に関し 他方の締約国に通報する旨定める。 (第百九条)
- (10)各締約国は、 第七章の規定の対象となる事項に関連する規制に関し、 利害関係者からの照会に可能な範囲内で応ずるよう努め
- ること等について定める。(第百十条)
- (11)とならないことを確保するため、 方の締約国は、 他方の締約国のサービス提供者に対する資格要件等に関連する措置がサービスの貿易に対する不必要な障害 当該措置が一定の基準に適合することを確保すること等について定める。 (第百十一条)
- を有する場合には、 教育、 経験、 免許、 他方の締約国が当該協定又は取決めへの自国の加入等について交渉するための機会を十分に与えること等に 資 格証明等 *О* 承認に係る第三国との協定又は取決めの当事者である一方の締約国は 他方の締約国が関心

(12)

ついて定める。(第百十二条)

- (13)各締約国は、 国境を越えるサービスの提供に関連する両締約国間の全ての資金の移転及び支払が、 自 由 に、 カン つ、 遅滞なく行
- われることを認めること等について定める。(第百十三条)
- (14)両 締約国は、 委員会の枠内において第七章の規定の実施を検討し、 及び国境を越えるサービスの貿易に影響を及ぼすその他の
- 事項を検討するために協議を行う旨定める。(第百十四条)
- (15)方の締約国は、 定の場合には、 他方の締約国のサ ービス提供者に対し、 第七章の規定による利益を否認することができる

旨定める。(第百十五条)

電気通信サービス(第八章)

8

- ① 第八章の適用範囲について定める。(第百十六条)
- ② 第八章における用語の定義について定める。(第百十七条)
- (3) \mathcal{O} 伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用を認められることを確保すること等について定め 方 の締約国 は 他方の締約国のサー ビス提供者が透明性のある、 合理的な、 かつ、 差別的でない条件で適時に公衆電気通信
- る。 (第百十八条)
- (4)等に番号ポータビリティを提供することを確保する旨定める。 各締約国は、 自国の区域内において公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、 (第百十九条) 携帯電話のサービス
- (5)各締約国は、 サービス提供者が反競争的行為を行い、 又は継続することを防止するために適切な措置を採用 Ĺ 及び維持する

旨定める。

(第百二十条)

- (6)える待遇よりも不利でない待遇を与えることを確保する旨定める。 伝送サービスの提供者に対 方の締約国は、 自国の区域内における主要なサービス提供者が、 Ļ 定の事項について、 同様の状況において当該主要なサ (第百二十一 他方の締約国の 条 公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信 ービス提供者自体又はその子会社等に与 \mathcal{O}
- (7)方の締約国は 自 国 の区域内における公衆電気通信の伝送サー ビスの提供者が、 他方の 締約国の公衆電気通信の伝送網又は

公衆電気通信の伝送サー ・ビスの提供者による再販売サービスの提供に対し、 不合理又は差別的な条件又は制限を課さないことを

確保する旨定める。 (第百二十二条)

- (8)伝送サービスの提供者の設備及び機器に対し相互接続を提供することを確保すること等について定める。 方の締約国は、 自国 の区域内における主要なサービス提供者が、 他方の締約国の公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通 (第百二十三条) 信 0
- (9)伝送サービスの提供者に対し、 を提供することを確保する旨定める。 方の締約国は、 自国の区域内における主要なサービス提供者が、 合理的な、 (第百二十四条) 差別的でない、 かつ、 透明性のある条件及び料金に基づき、 他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信 専用回: 線によるサービス
- (10)各締約国は、 自国の電気通信規制機関がいかなる電気通信サービスの提供者からも分離され、 カン つ、 ١, かなる電気通信サービ
- ス の提供者に対しても責任を負わないことを確保すること等について定める。 (第百二十五条
- 各締約国は、 自国が維持することを希望するユニバーサル・サービスを提供する義務の内容を定める権利を有する旨定める。

(第百二十六条)

(11)

(12)

(13)係る基準及び手続等一定の事項を公に利用可能なものとすること等について定める。 各締約国は、 電気通信に関連する希少な資源 (周波数、番号及び線路敷設権を含む。 (第百二十七条))の分配及び利用に係る手続を、 客観的

公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供に免許等の承認が必要とされる場合には、

- な、 透明性のある、 かつ、 差別的でない態様で適時に実施すること等について定める。 (第百二十八条)
- (14)用可能であることを確保する旨定める。 各締約国は、 公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用に関する措置が (第百二十九条) 公に利
- (15)電 「気通信に関する紛争解決について定める。 (第百三十条)
- (16)両 締約国は、 関係国際機関の作業を通じ、 電気通信網及び電気通信サー ・ビスの世界的 な互換性及び相互運用 性 のため の国際的

標準を促進することを約束する旨定め ર્જે (第百三十一条)

(17) 第八章の規定と他の章の規定との関係について定める。 (第百三十二条)

各締約国は、

承認に

- 商用目的の国民の入国及び一時的な滞在(第九章)
- ① 第九章の一般原則について定める。(第百三十三条)
- ② 第九章の適用範囲について定める。 (第百三十四条)
- ③ 第九章における用語の定義について定める。 (第百三十五条)
- (4)ŧ \mathcal{O} に対し、 方の締約国は、 入国及び一 第九章の規定に従い、 時的な滞在を許可すること等について定める。 他 方の締約国の商用目的の国民であって、現行の出入国管理に関する措置に適合する (第百三十六条)
- (5)方の締約国は、 他方の締約国に対し、 第九章の規定に関する自国の措置の内容を知ることができる資料を提供すること等に
- (6)V) 商 用目的の て定める。 玉 [民の入国及び一時的な滞在に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。 (第百三十七条) (第百三十八条

びに商用目的の国民の入国及び一時的な滞在に影響を及ぼす枠組みにおける

を行うこと等について定める。(第百三十九条)

(7)

両

締約国は、

商用目的の国民に対する査証政策並

計画

及び技術

(生体情報による本人認証技術及び事前旅客情報システムの使用に関するものを含む。

- (8)第九章の規定に基づく入国及び一時的な滞在の拒否に関する紛争解決について定める。 (第百四十条)
- (9)第一 て締約国に義務を課するものではない旨定める。 章、 第九章、 第十五章及び第十六章に特に定める場合を除くほか、 (第百四十一条) 協定のいかなる規定も、 出入国管理に関する措置につ
- (10)申 請に関する決定を申請者に通知すること等について定める。 各締約国は、 入国査証 .の申請が自国の法令に基づき完全であると認められた後二十執務日を超えない合理的な期間内に、 (第百四十二条) 当該

政府調達(第十章

10

- ① 第十章の適用範囲について定める。(第百四十三条)
- ② 第十章における用語の定義について定める。 (第百四十四条)
- (3)方 の締約国 は 政 府調達に関する措置について、 他方の締約国の物品及びサービスに対し、 並びに他方の締約国の供給者で

の実施に関する意見交換

- あって他方の締 約国の物品及びサービスを提供するものに対し、 内国民待遇を与える旨定める。 (第百四十五 条
- (4)各締約国は、 政府調達のための物品又はサービスにつき、 通常の貿易において自国が適用する原産地規則と異なる規則を適用
- (5)契約の価額の算定の基準について定める。 (第百四十七条)

してはならない旨定める。

(第百四十六条)

(6)各締約国は、 自国の調達機関が、 調達の効果を減殺するような措置を課し、 求め、 又は考慮することがないことを確保する旨

定める。 (第百四十八条

- (7)調達機関が定める技術仕様について定める。 (第百四十九条)
- (8)各締約国は、 自国の調達機関が、 第十章の規定に適合する入札の手続であって、 自国の法令に基づくものによって契約を締結

す ^ることを確保すること等について定める。 (第百五十条)

(9)供給者の資格の審査に係る手続について定める。 (第百五十一

条

- (10)調 達計画の 公示について定める。 (第百五十二条)
- (11)調 [達予定の公示について定める。 (第百五十三条)
- (12)入札 の期限について定める。 (第百五十四条)
- (13)入札説明書について定める。 (第百五十五条)
- (14)落札 の対象とされるための入札書の条件等について定める。 (第百五十六条)

第百五十一条から第百五十六条までの規定を適用する必要がない限定入札の手続について定める。

(第百五十七条)

(16) 調 意に関する情報の透明性について定める。 (第百五十八条)

(15)

- (17)各締約国は、 第十章の規定に対する違反の疑いにつき供給者が苦情を申し立てることを可能とする、 無差別な、 時宜を得た、
- 透 可 性 のある、 か つ、 効果的な手続を定める旨定める。 (第百五十九条)

インターネット等を通じて行われる機会を提供するよう努める旨定める。

(第百六十条)

(19)第 (十章の規定に関する例外について定める。 (第百六十一条)

(18)

両

締

約国は、

政

府調達が

- 20 附属書九に関する訂正又は修正について定める。 (第百六十二条)
- (21) 調 達機関に対する政府による監督が実効的に排除された場合には、 第十章の規定は、 当該調達機関については、 適用しない旨

定める。(第百六十三条)

- (22)に には、 方の締約国は、 当該他方の締約国の企業に対し、第十章の規定による利益を否認することができる旨定める。 他方の締約国の企業が第三国の者によって所有され、又は支配されており、 かつ、一定の要件を満たす場合 (第百六十四条)
- (23)渉を行う旨定める。 合には、 方の締約国は、 他方の締約国の要請に応じ、 他方の締約国に与えた利益を超えて政府調達の市場へのアクセスに関する追加的 (第百六十五条) 当該追加的な利益を相互主義に基づき他方の締約国に対しても与えることを目的として交 な利益を第三国に与える場
- ② 政府調達に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。(第百六十六条)

知的財産権(第十一章)

- (1)知 的 両締 .財産に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進する旨定める。 約国は、 知的財産の十分にして、 効果的なかつ無差別な保護を確保し、 知的財産権を行使するための措置をとり、 (第百六十七条) 並びに
- (2)方の締約国は、 貿易関連知的所有権協定の規定に従い、 知的財産の保護に関し、 内国民待遇を他方の締約国 の国民に与える
- 約国 [の国民に対して最恵国待遇が与えられる旨定める。 (第百六十九条)

知的財産の保護に関し、一方の締約国が与える利益等又は免除については、

貿易関連知的所有権協定の規定に従い、

他方の締

(3)

旨定める。

(第百六十八条

- (4)各締約国は、 知的財産に関する自国の行政上の手続を簡素化するための措置をとるよう努めること等について定める。 (第百
- 七十条)
- (5)各締約国は、 ように、 手続を合理 知的財 一的な期間内に行うことを確保すること等について定める。 (産権の取得について権利が付与され、 又は登録される必要がある場合には、 (第百七十一条 保護期間が不当に短縮されな
- (6)各締約国は、 自国の法令に従って可能な範囲において、 知的財産権の出願又は登録に関する情報等を公開し、 又は公に利用可

能なものとするために適切な措置をとる旨定める。 (第百七十二条)

- (7)両締約国は、 知的財産の保護についての啓発を促進するための必要な措置をとる旨定める。 (第百七十三条)
- (8)各締約国が特許に関して負う義務について定める。 (第百七十四条)
- (9)各締 約国が意匠に関して負う義務について定める。 (第百七十五条)
- (10)各締 約国が商標に関して負う義務について定める。 (第百七十六条)
- (11)各締約国が地理的表示に関して負う義務について定める。 (第百七十七条)
- (12)各締約国は、 著作権及び関連する権利に関する多数国間条約に基づく現行の権利及び義務を再確認する旨定める。 (第百七十

(条)

- (13)各締約国が開示されていない情報に関して負う義務について定める。 (第百七十九条)
- (14)各締約国が不正競争行為に関して負う義務について定める。 (第百八十条)
- (15)

自国の法令における知的財産権の行使に関する規定が、

等について定める。 (第百八十一条)

両

締

約国は、

- (16)各締約国は、 自国の税関当局が、 権利者の申立てに応じ、 又は職権により、 不正商標商品又は著作権侵害物品 の輸入及び 輸出
- を停止することに関する手続を定める旨定める。 (第百八十二条)
- (17)各締約国は、 自国の司法当局が、 知的財産権の侵害によって権利者が被った損害を補償するために適当な賠償を支払うよう侵

(第百八十三条)

- (18)各締約国は、 少なくとも故意による商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製について適用される刑事上の手続及
- び 刑罰を定める旨定める。 (第百八十四条)

害者に命ずる権限を有することを確保する旨定める。

- (19)各締約国は、 著作権及び関連する権利を侵害するコンテンツをサーバーから削除することを奨励するため、 インターネット
- ピ ス・プロ バ イダの責任の 制限についての法的枠組みを設けること等について定める。 (第百八十五条)
- 両 締約国は 知的 |対 産 の分野において協力する旨定める。 (第百八十六条

(20)

貿易関連知的所有権協定に適合することを確保すること

- 12
- 知 的財産権に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。 (第百八十七条)

産権の保護及び行使に関する他の考慮事項について定める。

(第百八十八条)

(21)

(22)

知

的

財

- 競 争 (第十二章)
- (1) 各締約国は、 自国の法令に従い、 反競争的行為に対して適当と認める措置をとる旨定める。 (第百八十九条)
- (2)両 締 約国は、 反競争的行為の規制の分野において協力する旨定める。

国籍を理由とした差別を行うことなく、

- (第百九十条)
- (4)各締約国は、 反競争的行為を規制するため、 自国の関係法令に従い、 行政上及び司法上の手続を公正な方法で実施する旨定め

自国の競争法令を適用する旨定める。

(第百九十一

る。 (第百九十二条) (3)

各締約国は

- (5) 各締約国は、 自国の競争法令及び競争政策の実施の透明性を促進する旨定める。 (第百九十三条
- (6)第七条1の規定は、 第十二章の規定については、 適用しない旨定める。 (第百九十四条)
- (1)ビジネス環境の整備 (第十三章

一方の締約国は、

自国の法令に従い、

自国において事業活動を遂行する他方の締約国

の者のための

ビジネス環境を一層整備す

るために適切な措置をとる旨定める。

13

(2)ビジネス環境の整備に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。 (第百九十六条

(第百九十五条)

- (3)連絡事務所の指定及びその任務等について定める。 (第百九十七条)
- (4)第十三章のいかなる規定も、 両締約国におけるビジネス環境の整備のために両締約国間 0 協 議 の場を利用することを妨げるも
- のと解してはならない旨定める。 (第百九十八条)
- (5)ビジネス環境の整備に関する小委員会の決定は、 尊重されなければならない旨定める。 (第百九十九条)
- 協 力 (第十四章

14

- (1)両 締 約国間の協力の基本原則及び協力の 分野について定める。 (第 一百条
- (2)協力の範囲及び形態については、 実施取極で定める旨定める。 (第二百一条)

- (3)協力の実施及び費用について定める。 (第二百二条)
- (4)協力に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。 (第二百三条)

紛争解決 (第十五章)

- (1)第十五章の適用範囲について定める。 (第二百四条)
- (2)両締約国は、 協定の解釈又は適用について合意に達するよう常に努めるとともに、 協力その他の協定に定める手段を通じあら
- ゆる努力を払う旨定める。 (第二百五条)
- (3)両締約国の合意により、 あっせん、調停又は仲介をいつでも開始することができること等について定める。 (第二百六条)
- (4) 紛争解決の場の選択について定める。 (第二百七条)
- (5)方の締約国は、 協定の解釈又は適用に関するいかなる問題についても、 他方の締約国に対し書面により協議を要請すること

ができる旨定める。 (第二百八条)

- (6)仲裁裁判所の設置について定める。 (第二百九条)

(7)

仲裁裁判所の構成について定める。

(第二百十条)

(8)

仲裁人の資格について定める。 仲裁裁判所の任務について定める。 (第二百十一条) (第二百十二条)

(9)

- (10)
- 仲裁裁判手続について定める。 (第二百十三条)

(11)

(12)

仲裁裁判手続における情報の提供の要請等について定める。

(第二百十四

条)

- 仲裁裁判手続の併合について定める。 (第二百十五条)
- (13)仲裁 . 裁判所の裁定について定める。 (第二百十六条)
- (14)仲裁裁判手続の停止及び終了について定める。 (第二百十七条)
- (15)仲裁 裁判所の裁定の実施について定める。 (第二百十八条)
- (16)仲裁 裁判所の裁定が実施されない場合等の利益の停止等について定める。

(第二百十九条)

(2)

協定の目次並びに協定中の章、

節及び条の見出しは、

引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、

協定の解釈に影響を

- 最終規定 (第十六章)
- (1) 協定の附属書、付録及び注釈は、 協定の不可分の一部を成す旨定める。 (第二百二十条)
- 及ぼすものではない旨定める。 (第二百二十一条)
- (3)協定の効力発生について定める。 (第二百二十二条)
- (4)協定の改正について定める。 (第二百二十三条)
- (5)協定の終了について定める。 (第二百二十四条)
- (6)協定の正文について定める。 (第二百二十五条)

(-)

17

附

属書

両締約国の関税の撤廃及び引下げの実施 日 程並びに関税割当ての内容等について定める。 (附属書

これらの概要は、 次のとおりである。

(1)我が国による関税撤廃等の概要

イ 措置の内容及び対象品目

品目数では、全約九千三十品目のうち、 協定の発効時に関税を撤廃するものは約七千二百十品目、一定の経過期間を経た後

関税を撤廃するものは約七百四十品目、 関税の引下げ等その他の扱いとなるものが約千九十品目になる。

に 分野別では、 鉱工業品約六千六百四十品目のうち、 約百二十品目を除くものについて関税を撤廃し、 農林水産品等約二千三

げ、 関税割当ての設定、 再協議又は除外品目の各分類で対応する

約九百七十品目を除くものについて関税を撤廃する。

関税の撤廃が困難なものについては、

関税の引下

主要品目の概要

百九十品目のうち、

口

(1) ほぼ全ての鉱工業品について、 関 税を即時撤廃する。

(p) アスパラガス (生鮮のもの) 製材等について、 関税を即時撤廃する。

アメリカおおあかいか、 アスパラガス調製品等について、協定発効後十年間で関税を撤廃する。

 (\mathcal{V})

- (=)五百トンとする。)。 とする。また、その枠については、 一部の鶏肉及び鶏肉調製品について、関税割当てを設定する(枠内税率は三・六パーセントから十九・一パーセントまで 一年目の三千五百トンから毎年五百トンずつ拡大し、五年目及びそれ以降の各年は五千
- (2)ペルーによる関税撤廃等の概要 (#) 百トン、二年目の千トンから毎年千トンずつ拡大し、 飲料用のとうもろこしについて、 関税割当てを設定する 五年目及びそれ以降の各年は四千トンとする。)。 (枠内税率は無税とする。また、その枠については、 年目は五

イ 措置の内容及び対象品目

経た後に関税を撤廃するものは約千四百七十品目、 品目数では、全約七千三百七十品目のうち、 協定の発効時に関税を撤廃するものは約五千五百八十品目、 再協議又は除外扱いとなるものが約三百二十品目になる。 一定の経過期間を

各分類で対応する。 品目のうち、 分野別では、 約三百十品目を除くものについて関税を撤廃する。 鉱工業品約六千二百二十品目のうち、 約二十品目を除くものについて関税を撤廃し、 関税の撤廃が困難なものについては、 農林水産品等約千百六十 再協議又は除外品目の

ロ 主要品目の概要

- (1) 乗用車について、 協定発効後四年間から九年間で関税を撤廃する。 また、二輪車について、 協定発効後五年間から九年間
- で関税を撤廃する。
- (p) から十年間で関税を撤廃する。 伝動軸について、 関税を即時撤廃する。 また、サスペンション、ガスケット、 強化ガラス等について、 協定発効後三年間
- (ハ) 鉄鋼製のボルト及びナットについて、協定発効後四年間で関税を撤廃する。
- (コ) テレビ、ブルーレイディスクレコーダー等について、関税を即時撤廃する。
- は リチウムイオン電池、鉛蓄電池等について、協定発効後九年間で関税を撤廃する。

- (\land) 医薬品について、 協定発効後五年間から十年間で関税を撤廃する。
- ボ ・ルペンについて、 協定発効後十年間で関税を撤廃する。
- (f) (h) 清 酒について、 関 税を即時撤廃する。
- (J) 柿 について、 協定発効後五 年間で関税を撤廃する。
- (X) ながいも、 梨等につい て、 協定発効後七年間で関税を撤廃する。
- (N) ŋ んご、 緑茶等について、 協定発効後十五 年間で関税を撤廃する。

待遇の付与及び関税以外の輸出入の禁止又は制限の例外としてのペルーの措置について定める。

(附属書二)

 (\equiv) 品 目 別 原産地規則について定める。 (附属書三)

(_)

国

民

- (四) (五) 国境を越えるサービスの貿易についての内国民待遇、 原 産 地 証 明の様式等について定める。 (附属書四 最恵国待遇等の義務に適合しない現行の措置に関する各締約国の留保につ

これらの概要は、 次のとおりである。 1

て定める。

(附属書五

(1) 我が国による留保

等の に点について、 内 分野において留保を行っている。 国民待遇について、 建設業等の分野において留保を行っている。 鉱業に付随するサービス等の分野において留保を行っている。 市場アクセスについて、 自動車整備業等の分野において留保を行っている。 最恵国待遇について、 貨物利用運送事業 現地における

(2)ルーによる留保

11 て留保を行っている。 オ及びテレビジョンの放送サービス等 国 民待遇について、 電気通信業等の分野において留保を行っている。 市場アクセスについて、 の分野において留保を行っている。 金融サービスの分野において留保を行っている。 最恵国待遇について、ラジオ放送サー 現地における拠点について、 ビスの分野にお

国境を越えるサービスの貿易についての 内国民待遇、 最恵国待遇等の義務に適合しない将来の措置に関する各締約 玉 \mathcal{O} 留保につ

(六)

いて定める。(附属書六)

これらの概要は、次のとおりである。

(1) 我が国による留保

いて留保を行っている。 教育、学習支援業等の分野において留保を行っている。 国民待遇について、 航空宇宙産業等の分野において留保を行っている。 市場アクセスについて、 武器・火薬産業等の分野において留保を行っている。 最恵国待遇について、 エネルギー産業等の分野にお 現地における拠点につい

(2) ペルーによる留保

る拠点について、 \mathcal{O} 分野において留保を行っている。 内 .国民待遇について、道路運送サービス等の分野において留保を行っている。 保険及び保険関連のサービス等の分野において留保を行っている。 市場アクセスについて、 社会事業サービス等の分野において留保を行っている。 最恵国待遇について、 国際道路運送サー 現地におけ ビス等

八 各締約国が商用目的の国民の入国及び一時的な滞在について行う特定の約束について七 金融サービスに関する第七章及び投資協定の補足規定について定める。(附属書七)

これらの概要は、 各締約国が商用目的の国民の入国及び 次のとおりである。 時的な滞在について行う特定の約束について定める。 (附属書八)

(1) 我が国の特定の約束

ĺ <u>~</u>° ルー ビス提供者に分類されるものに対し、 の商用目的の国民であって、 短期の商用訪問者、 入国及び一時的な滞在を許可することを約束する。 企業内転勤者、 投資家、 自 由職業サー ビス従事者及び契約に基づく

(2) ペルーの特定の約束

我 が を国の 商用 目的の国民であって、 商用訪問者、 企業内転勤者、 投資家並びに専門家及び技術者に分類されるものに対し、 入

国及び一時的な滞在を許可することを約束する。

各締約国が保護すべきぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示について定める。(附属書十)

(十) (九)

第十

章

の規定の適用を受ける調達機関、

物品、

サ

ービス等について定める。

(附属書九

実施取極

両締約国政府が協定を実施するための詳細及び手続を定める。

三 協定の実施のための国内措置

١ ،

この協定を実施するため、国内法の立法又は改正は必要としない。なお、この協定を実施するための特別な予算措置は必要としな